

議案第 88 号

清水町中小企業近代化資金融資条例の一部を改正する条例の  
制定について

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定  
について議会の議決を求める。

平成 29 年 9 月 13 日提出

清水町長 阿 部 一 男

清水町中小企業近代化資金融資条例の一部を改正する条例

清水町中小企業近代化資金融資条例(昭和 38 年清水町条例第 14 号)  
の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

13 平成 29 年 12 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に、第 3 条  
第 1 号に規定する運転資金について第 9 条の規定による申込みをし  
たものに係る利息の補給については、第 8 条の規定にかかわらず、  
利息額に相当する額（100 円未満の端数があるときは、その金額を  
切り捨てる。）を交付するものとする。

附 則

この条例は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。